



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 戸崎

あおぞらLetter 100号達成!!



2008年4月のあおぞらコンサルティングの開所と同時に、あおぞらレターの発行を開始し、皆様方の心温まる応援に支えられ、本号で100号を迎えることができました。誠にありがとうございます。

今後も皆様方のお役に立てるようにタイムリーな問題や情報を取り上げ、簡単にわかりやすくお伝えしていきたいと考えております。また、より充実したものにしていきたいと思っておりますので、是非あおぞらレターへのご意見やご要望をお知らせいただければと存じます。

今後ともあおぞらレターのご愛読をよろしくお願い申し上げます。

● 社会保険・給与に関する5月以降の主な手続

社会保険・給与に関する手続の中から、1年間の中で、直近の数ヶ月間に必要となる手続をご案内いたします。

	内 容	手続のタイミング・提出先等
住民税の 特別徴収税額の 改定	特別徴収している従業員の住民税額は6月から改定されます。会社は、徴収税額の変更作業と通知書を従業員へ渡す作業が必要です。 ※住民税特別徴収税額通知書は、原則として、5月頃に各市町村から届きます。	【改定時期】 6月支給給与から改定
労働保険料の 年度更新	会社は、概算保険料(今年4月1日から来年3月31日までの分)の申告・納付と確定保険料(昨年4月1日から今年3月31日までの分)の申告・納付の手続(年度更新)を行うことが必要です。	【手続期間】 6月1日から7月10日まで 【提出先】 所轄の労働基準監督署
高年齢者 雇用状況報告	会社は、6月1日現在における定年及び継続雇用制度の状況、そのほか高年齢者の雇用に関する状況を報告することが必要です。	【届出期間】 6月1日から7月15日まで
障害者 雇用状況報告	雇用する常用労働者数が56人以上の会社は、6月1日現在における身体障害者、知的障害者、精神障害者である労働者の雇用状況を報告することが必要です。	【提出先】 所轄の公共職業安定所
社会保険料の 算定	会社は、7月1日現在の被保険者の、4月・5月・6月に受けた報酬について算定基礎届の提出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。 ※保険料は10月から改定されます。	【手続期間】 7月1日から7月10日まで 【提出先】 年金事務所または健康保険組合
検認 ※協会けんぽの 場合	会社は、被扶養者状況リストにて被扶養者資格を確認し、リストを提出します。解除となる被扶養者がいる場合は、リストに加えて被扶養者調書兼異動届等も提出することが必要です。 ※5月下旬に、協会けんぽから被扶養者状況リストが届きます。	【提出期限】 7月31日まで 【提出先】 協会けんぽ

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277